

水道の凍結に注意を

水道が凍結しやすい季節になりました。気温がマイナス4～5℃になると、日中でも水道が凍ることがあります。長時間家を空けるときや凍結注意報が出たときは、水道凍結に十分注意しましょう。

凍結修理費用は、使用者の自己負担です

- 床下の換気口を閉め、冷たい風を防ぎましょう
- 水道の水抜き栓を動かし、正常に水落としができることを点検しましょう（蛇口から水を出した状態で水抜き栓を「止まる、または水抜き」に動かし、蛇口に軽く当てた指先や手のひらが吸い付くようなら正常です）
- 外出時や日中でも寒さが厳しいときは、必ず水落としをしましょう

もし、凍らせてしまったら

水道が凍結したときは、水道管にタオルなどを巻き、80℃前後のお湯をかけて15分程度そのままにしておく、軽い凍結であれば水が出ることがあります。

それでも水が出ないときは、指定給水装置工事業者に連絡してください。

注意：凍結した箇所に直接、熱湯や直火を当てると、管の破裂や火災の危険があります。

水道を凍結から守るには

配水管（町が所有している本管）から分岐して家庭の蛇口までの部分を「給水装置」といいます。

町が貸し付けしている水道メーター以外の給水装置は、個人の所有物（財産）です。所有者や使用者が維持管理することになっていきますので、水道凍結の修理や改造にかかる費用は、皆さんの負担となります。

訓子府町内指定給水装置工事業者 (町外指定給水装置工事業者 19社)		
訓子府機械工業(株)	東 町	☎ 47-2131
丸建工業(株)	穂 波	☎ 47-3036
(株)長谷川水道設備	日 出	☎ 67-3750
久島工業(株)	東 町	☎ 47-2038

※町外指定業者についてのお問い合わせは上下水道課へ。

■問合せ 上下水道課 (☎ 47-2118 役場1階 窓口5番)

わたしたちの国民年金

国民年金保険料は、退職（失業）による特例免除制度があります

厚生年金などに加入していた方が退職（失業）されると、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納めることとなります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

一般の免除制度は、申請者本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下である必要がありますが、特例免除制度では、審査の対象となる退職(失業)された方の所得をゼロとして審査を行います。この制度は、退職した年の翌々年の6月までの期間に限り利用することができます。

特例免除制度を利用される方は「雇用保険

受給資格者証」などの退職（失業）していることを確認できる公的機関の証明書の写しと年金手帳（基礎年金番号通知書）をお持ちのうち、役場町民課戸籍年金係または北見年金事務所まで申請してください。

なお、申請年度の前年所得の審査があるため、審査対象となる方で所得のある方は確定申告などをする必要があります。

■問合せ

- ・北見年金事務所 (☎25-8703)
(音声案内にしたがって、電話機の②を押したあと②を押してください)

※11月21日より電話番号が変更になりました。

- ・町民課戸籍年金係 (☎47-2203)

納め忘れはありませんか？
国民年金保険料

冬の暴力追放運動

令和4年12月15日(木)から令和5年1月14日(土)まで「冬の暴力追放運動」を実施します。

■重点目標

- 暴力団の違法な資金獲得活動の実態周知と被害防止
- 振り込め詐欺、サラ金、架空請求、暴力的要求などの被害の早期相談、積極的な届け出を呼び掛ける
- 少年に対する暴力団の影響排除と環境の浄化

○暴力団関係者との交遊や車の暴走行為、薬物乱用などの非行行為を見たときには保護者や関係者に連絡するように呼び掛ける

■暴力追放「三ない運動+1(プラスワン)」

1. 暴力団を恐れない
2. 暴力団にお金を出さない
3. 暴力団を利用しない

+暴力団と交際しない

訓子府町暴力追放推進協議会

マイナンバーカード申請サポートを実施

マイナンバーカードの申請サポートを実施しますので、ぜひこの機会に申請してみませんか。

○開設日

- ・平日開設（祝日を除く月曜日～金曜日） 8時45分～17時30分（受け付け17時まで）
- ・夜間開設 12月14日(水) 17時30分～20時30分（受け付け20時まで）
- ・休日開設 12月18日(日) 9時30分～15時30分（受け付け15時まで）

○ところ 町民課窓口

※顔写真を撮影しますので、ご本人がお越しください。

○マイナンバーカードの取得方法

まだマイナンバーカードを申請されていない方に、11月中旬から12月上旬にかけて、オンライン申請用QR付きマイナンバーカード交付申請書が郵送されます。そちらを使ってスマートフォンまたはパソコン、証明用写真機、郵送のいずれかの方法により簡単に申請することができます。

また、携帯ショップでも申請することができます。

申請方法が分からない方には無料で顔写真を撮影するなどのマイナンバーカードの申請サポートをしますので、希望される方は上記の日程で町民課窓口までお越しください。

○マイナポイントの申し込みがお済みでない方

マイナポイントを受け取れるマイナンバーカードの申請期限が9月末から12月末まで延長されました。12月末までにマイナンバーカードを申請した方は、マイナポイントを受け取ることができます。

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、令和5年2月末までにマイナポイントの申し込みを行う必要があります。

お手持ちのスマートフォンやパソコンから申し込みできますが、町民課窓口でもマイナポイントの申し込みを受け付けています。

マイナンバーカード、数字4桁の暗証番号、ポイント受け取りに使用するキャッシュレス決済サービスのカードなどをお持ちください。公金受取口座の登録をされる方は本人名義の預貯金口座もお持ちください。

■問合せ

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル (☎ 0120-95-0178)
- ※音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。
(マイナンバーカード：1番、マイナポイント：5番、公金受取口座登録：6番)
- ・町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)

